

広島県文化財保護審議会 美術工芸部会 会議議事録

1 日 時

平成 27 年 12 月 21 日（月）午後 1 時 25 分～午後 2 時 35 分

2 場 所

広島大学大学院教育学研究科 造形芸術学演習室 E103

3 出席委員

濱田部会長，菅村部会長職務代理者，伊藤委員，佐竹委員  
（安嶋委員欠席）

4 審議事項

広島県重要文化財（絵画）の指定について

文化財名 絹本著色尊氏将軍画像（所有者 宗教法人浄土寺）

5 会議の内容

濱田部会長

ただ今から広島県文化財保護審議会美術工芸部会の会議を開会いたします。

本日は，美術工芸部会委員 5 名中 4 人が御出席ですので，広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程第 7 条第 2 項の規定により，会議は成立いたします。

開会に当たりまして，加藤文化財課長から御挨拶を頂きます。

加藤課長

委員の皆様方には，日頃から本県の文化財の保護及び保存活用に対し，御指導御助言賜りまして，誠にありがとうございます。

また，本日は暮れの押し迫った時期に，美術工芸部会審議ということでお忙しい中，大変ありがとうございます。

本日は，昨年度から引き続き，尾道・浄土寺の絹本著色尊氏将軍画像について御審議いただきます。よろしくお願いたします。

濱田部会長

では，これから，浄土寺から申請された「絹本著色尊氏将軍画像」について，広島県重要文化財の指定の可否について審議します。

最初に，本日の会議の公開に係る取扱いを決めたいと思います。

本日は，審議途中の案件であることから，総会による決定まで非公開ということとし，答申の後，議事録をもって公開するというところでよろしいでしょうか。

委 員

（異議なし。）

濱田部会長

御異議ございませんようですので，本日の会議は，答申までの間，非公開といたします。事務局はそのように取り計らってください。

それでは，「絹本著色尊氏将軍画像（仮称）」について，審議に入ります。

まずは，これまでの審議経過について，事務局から説明していただきます。その後で，菅村委員に作成していただいた調書案をもとに，候補物件の取扱いについて審議したいと思います。

事 務 局

会議資料の 1 ページから 3 ページまでを御覧ください。これは，広島県重要文化財指定申請書の写しです。平成 26 年 10 月 7 日付けで提出されま

して、同年 11 月 27 日に県文化財保護審議会に諮問したところ、会長から美術工芸部会に調査審議が付託されました。

4 ページの「第 1 広島県重要文化財候補物件の部会審議状況について」を御覧ください。平成 27 年 2 月 20 日に美術工芸部会員 4 名で所有者の浄土寺を訪問し、当該資料を現地調査するとともに、取扱いについて審議いたしました。5 の「第 1 回会議」の「(2) 現地調査及び審議の結果」にありますように、「広島県重要文化財の指定の可否については、撮影した写真の分析等による検討や、広島県指定絵画等のデータ等の判断材料を集めて検討した上で、改めて部会を開催し判断する。」との審議結果を得ました。

具体的な作業としましては、事務局においては、広島県重要文化財に指定された絵画のデータ等の判断材料を収集し、事前に美術工芸部会員に情報提供するよう御指示いただきました。

また、美術工芸部会員のうち、絵画の専門家である菅村委員と安嶋委員において、本日の調査結果や写真等で得られた情報等をもとに、調書のよな形で調査報告を作成していただくこととなりました。

事務局では、「第 2 前回会議後の調査状況等について」の「1 広島県指定絵画のデータ等について」の(1)から(6)に記載しております、当該資料の広島県重要文化財の指定の可否についての判断材料や検討の参考となる資料を収集し、美術工芸部会員に提供しております。

このうち、「(1) 広島県重要文化財（美術工芸品・絵画）のうち肖像画の一覧」及び「(2) 広島県重要文化財（美術工芸品・絵画）一覧」につきましては、A 3 判の「参考資料①及び②」に掲載しております。広島県重要文化財の肖像画は全部で 12 点あり、制作年代で見ますと、13 世紀のものが 1 点、14 世紀のものが 4 点、16 世紀のものが 4 点、17 世紀のものが 2 点、室町時代のものが 1 点ございます。

また、菅村委員と安嶋委員におかれましては、2 月 20 日の現地調査結果や写真等をもとに、御一緒に詳細を検討され、「室町期の武将像として指定可能だろう。」との結論になったとお伺いしております。

今回、調査結果をもとに、お二人を代表して菅村委員が調書案を執筆されました。詳細は、菅村委員から御説明いただきたいと思います。

濱田部会長 それでは、続いて、菅村委員から「絹本著色尊氏將軍画像」の調査結果について、御説明をお願いします。

菅村委員 私の方で調書案を取りまとめましたので、御報告させていただきます。まず、事務局から調書案を朗読してください。

事務局 (調書案の朗読)

濱田部会長 続いて、菅村委員からスライド等で御説明をお願いします。

菅村委員 (スライドの説明)

濱田部会長 ありがとうございます。それでは、調書案の内容について、御意見・御質問があればお願いします。なお、指定名称については、後ほど御審議いただきますので、まずは調査内容等について御意見等を頂ければと思います。

濱田部会長 私から一点確認させていただきたいのですが、袍に見られる桐の文様については、どういう技法で表現されているのでしょうか。

菅村委員 具を混ぜて色合いを変えた墨で描かれています。文字を書くための墨とは違って、フラッシュの光が強く当たって白っぽく写っています。

濱田部会長 それは技法としては相当高度なものですか。

菅村委員 普通に使用される技法だと思います。

- 濱田部会長 佐竹委員に質問ですが、本画像の浄土寺の歴史の中での位置付けという点については、この調書案に書かれている点以外の評価は難しいでしょうか。
- 佐竹委員 菅村委員が調書案を非常に詳しくまとめられ、含蓄のある評価をされています。歴史的な位置付けについては、調書案に書かれているとおりの、様々な可能性が考えられると思います。
- 伊藤委員 菅村委員と一緒に調査検討された安嶋委員の見解も同様だったでしょうか。
- 菅村委員 部分的に少し見解が合わない部分もありました。制作年代については16世紀としましたが、安嶋委員は16世紀後半の可能性を考えておられるようです。私としては、そこまで時代を下げられるかなという気はしていますが、14～15世紀にまで遡ることはないと考えています。
- 伊藤委員 什物帳の中に「尊氏将軍画像 一幅」とありますが、もし本画像が足利尊氏を描いたものではなかったとした場合、他に該当するような記述がありますか。
- 菅村委員 ありませんでした。
- 伊藤委員 本画像がなぜ浄土寺にあるのか、尊氏像ではない場合には何に該当するのかという点が気になります。たとえ絵絹の質や保存状態が良かったとしても、高位にある人物像であるとしたならば、どこかに記録があっても良いのではないかという気がします。
- 菅村委員 軸の裏に記載されている場合がありますが、本画像の場合、軸が改装されており、元々どうであったか不明です。また、箱にも何も書かれていません。寄進状なども残っていません。それらしきもので肖像としては頂相がありますが、武将像はありません。直義寄進状などにもそれらしき記述はありません。ですから、いろいろな可能性が想像されます。
- 伊藤委員 他の記載がないということであれば、やはり足利尊氏を描いたものだろうと思いますが、それを否定するようなものはありますか。
- 菅村委員 私の見た限りでは、足利尊氏像であることを否定する史料はありません。ただ、足利尊氏像と断定することもできないので、像主は未詳ということにせざるを得ないと思っています。
- 濱田部会長 前回の現地調査の時に、普通なら賛や落款が入っているが、これらが無いことが評価を下げるものではなく、本画像が持つ意味合いや良さがあるのではないか、という意見があったと思います。賛や落款がないことによって、評価や歴史的な価値付けができるということはあるのでしょうか。伝源頼朝像は十分な余白がないためか賛がありませんが、本画像は、上部余白に何か書かれていても良いような広い空間があります。
- 菅村委員 本画像の制作の背景をどのように想像していくかですが、元々浄土寺は足利家と結びつきが強かったがため、足利家が力を失っていく中で、地方との結びつきの拠点となる浄土寺と何らかの関係を強めるために制作されたという可能性も想像されます。
- 伊藤委員 畳の上に座っている像で、本画像のように高麗縁の畳に描かれているのは将軍であるとか、そういった定義はありますか。
- 菅村委員 三位以上の武官は高麗縁の畳を使っており、本画像に描かれた人物もかなり高位の武官であったと考えられます。武官の冠の纓の部分については、平安期にさかのぼるといわゆる巻き冠ですが、この時期になるとだいたい同じような垂れた形をしています。
- 伊藤委員 そのような装束の特徴や畳などの背景から、足利尊氏を描いたものであるという可能性はありますか。

菅村委員  
濱田部会長

装束などを見ると、足利尊氏であってもおかしくはないと思います。

この調書案に書かれている内容について異論はありませんが、制作時期については、私は南北朝時代から15世紀頃とっていました。これが16世紀という評価を得ることによって、今後、16世紀の浄土寺がどういう位置付けだったのかということを考える際に、先ほど菅村委員のお話にもあったように、足利尊氏と浄土寺とを絡める必要があったのかなど、そういった観点での歴史資料の見直しも話題になるのかなという気がします。

調書案の内容に関して他に何かありますか。

委員  
濱田部会長

(なし。)

一つ目の結論として、この調書案を踏まえて、「絹本著色尊氏将軍画像」を広島県重要文化財に指定することが適切であるか、御意見を頂きたいと思います。調書案では「指定に相当する」と評価されていますが、いかがでしょうか。

委員  
濱田部会長

(異議なし。)

それでは、本件は広島県重要文化財の指定が可という結論とします。指定基準としては、調書案に書かれていますように、「(1)各時代の遺品のうち製作優秀で本県の文化史上貴重なもの」及び「(2)本県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの」ということでよろしいでしょうか。

委員  
濱田部会長

(異議なし。)

次に、指定名称について審議したいと思います。指定申請書では「絹本著色尊氏将軍画像」として所有者から提出されています。調書案の所見の中では「絹本著色伝足利尊氏像」とされていますが、どういたしましょうか。菅村委員から指定名称に係る御意見をお聞かせいただけますか。

菅村委員

悩ましいところですが、「足利尊氏像」という名前を冠するとそのイメージを作ってしまうので、「伝足利将軍像」のような名称をつけることも考えられます。足利将軍家と何らかの関わりがある人物だと想像ができますし、資料や寺伝に足利将軍家と浄土寺の関わりがあることは分かっているのでも、「足利」を除くのは不相当だと思いますし、単に「武将像」とするのも調書案の指定理由の趣旨には合わないと思います。やはり、浄土寺に古くから足利尊氏像として伝えられてきているので、「伝足利尊氏像」とするのが妥当かなと思っています。

濱田部会長

本画像が足利尊氏であると断定することはできません。学問的に突き詰めれば、高位の武将像ということになるでしょうが、本画像の歴史資料的な意味も多少は考慮する必要があると思います。仮に「伝足利将軍像」とした場合、今後の色々な対応に関わってくる気がします。「誰の可能性があるのか」ということを聞かれるでしょうし、「なぜ言い切れないのか、足利尊氏の可能性もないのか」と言われた場合に、「足利尊氏の可能性はあるが、それ以外の可能性も否定できない」という、非常に曖昧な答えになってしまうと思います。

菅村委員

厳密にいうと、将軍像であるかどうかとも保証はできないので、そうすると「足利尊氏と伝える像」ということで「伝足利尊氏像」とするのが妥当かと思っています。

濱田部会長

遅くとも江戸時代からは足利尊氏像と伝えられているということですね。

伊藤委員

もし、今後、足利尊氏像という見解を覆す資料が出てきた場合、足利尊氏像ではないと断定できる資料が出てきた場合を考えると、判断が難しいですね。

濱田部会長

全国に足利尊氏の肖像画であると確定されている絵画はないと聞いてい

ますが、その点はいかがでしょうか。

菅村委員 騎馬武者像は、過去には足利尊氏像と言われていましたが、現在は完全に否定されています。彫刻像は数多く伝えられています。

佐竹委員 「尊氏将軍画像」と記載された近世の什物帳に照らして、もっと符合する証拠があれば、「足利尊氏像」とすべきでしょうが、現在分かっている資料はこの什物帳だけですよね。

濱田部会長 浄土寺に関する展覧会の開催のために、私が二年半かけて浄土寺の資料は全て調査させていただきましたが、見当たりませんでした。

濱田部会長 いくつか指定名称の案はありますが、どれかに決めて総会に報告する必要があります。「伝足利尊氏像」という名称は不相当ではないかという御意見はありますか。あるいは「伝足利将軍像」についても同様の御意見はありますか。総会では、いずれにしてもどのような根拠で名称を検討したかを聞かれると思います。

伊藤委員 「伝」と言われてきたのは足利尊氏です。「足利将軍像」という名称は今回の部会審議で初めて定義しているのであって、この場合「伝」をつける必要はないと思います。文献資料にある名前も尊氏だけなので、「伝足利尊氏像」とするのであれば自然だと思います。

菅村委員 近年の肖像画の文化財指定名称を見ると、例えば「伝足利義政像」のように、だいたい名前が指定名称に入っています。

「尊氏将軍画像」というのは確かに親しみやすい名称ではありますが、一般的な指定名称の付け方を考慮すると、「伝足利尊氏像」とする方が通りがいいと思います。

濱田部会長 色々御意見を頂きましたが、最後に菅村委員にまとめていただいたように、指定申請書は「絹本著色尊氏将軍画像」という名称で提出されましたが、指定名称は「絹本著色伝足利尊氏像」とするというのでよろしいでしょうか。

佐竹委員 それでいいと思います。補足的な言い方になりますが、尾道市重要文化財に指定された際の指定名称であり、浄土寺にも伝えられてきた「尊氏将軍画像」の名称をそのまま受け継いで、頭に「伝」を付ける案もあり得たと思います。しかし、県指定の審議に際しては、一旦そういった前提を取り除いて、様々な角度から検討した上で、最近の同種の文化財の指定名称の付け方を踏まえて、実は色々な可能性を検討したという含蓄を込めた形で、新たな指定名称の「絹本著色伝足利尊氏像」としました、ということ御説明いただければよいのではないのでしょうか。

濱田部会長 本画像は、尾道市重要文化財の指定名称である「絹本著色尊氏将軍画像」という名称で全国各地の展覧会に出品されていますが、決定的に足利尊氏像であることを否定する見解は出ていません。像主が足利尊氏で積極的に間違いのないとする見解も出ていませんが、足利尊氏ではないと断言する見解も私の記憶では出ていません。

伊藤委員 決めるのは非常に難しいですが、指定名称は「絹本著色足利将軍画像」あるいは「絹本著色伝足利尊氏像」のどちらかにせざるを得ないと思います。

濱田部会長 菅村委員はどちらが良いとお考えでしょうか。

菅村委員 どちらかといえば「絹本著色伝足利尊氏像」の方が良いと考えます。

委員 (異議なし。)

濱田部会長 それでは、本画像につきましては、指定名称を「絹本著色伝足利尊氏像」とすることを美術工芸部会の結論として、会長に報告することにさせ

ていただきます。

他に何かありませんか。

委員

(なし。)

濱田部会長

最後に確認ですが、調書案に写真が添付されていますが、総会に提出する調書案の添付資料となる写真や参考資料の構成はいかがでしょうか。全体写真に加えて、補絹部分や袍の桐紋なども添付いただいている詳細写真で鮮明に確認できますので、原案どおりに提出するという点でよろしいでしょうか。

委員

(異議なし。)

濱田部会長

それでは、これを原案のとおり広島県文化財保護審議会総会に報告するという点で、事務局において資料の最終調整と準備をお願いします。

本日審議した内容については、来年1月～2月に予定されている総会にお諮りいたします。なお、我々現在の審議会委員は12月末までの任期となっており、委員の改選が行われます。1月以降は美術工芸部会も新たな構成員になりますので、本日の審議結果につきましては、事務局において新たな美術工芸部会に引き継いでください。

濱田部会長

審議事項以外にも、何か御意見等がありますでしょうか。

委員

(なし。)

濱田部会長

無いようですので、以上で本日の審議を終了いたします。事務局は、必要な手続を進めてください。

司会

最後に加藤文化財課長が御挨拶申し上げます。

加藤課長

本日は、お忙しい中お集まりいただき、長時間にわたり熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

ちょうど任期の狭間ということで、総会での御説明等は難しいところがあるかもしれませんが、また改めて委員の皆様方と相談しながら、総会での対応をどのようにするかということも含めてお話させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

司会

本日は長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

これをもちまして美術工芸部会の会議を終了させていただきます。

## 6 審議結果

「絹本著色尊氏将軍画像」を広島県重要文化財に指定することは適当であることを、会長に報告し、次回総会で諮ることとする。指定名称は「絹本著色伝足利尊氏像」とする。

## 7 担当部署

広島県教育委員会事務局管理部文化財課文化財保護係

電話 082-513-5021